

平成29年7月21日

原子力損害賠償紛争解決センターが栃木県北における原子力損害 の紛争解決に向けた和解仲介を打ち切ったことに対する声明文

平成27年（東）第2250号和解仲介手続申立事件（当事者：申立人 西川峰城外7309名、被申立人 東京電力ホールディングス株式会社、以下「本件栃木県北集団申立」という。）に関して、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）が、平成29年7月21日に申立代理人に通知した下記の判断（以下「本件判断」という。）は、センターが担うべき和解仲介の任務を放棄することによりその社会的役割を自ら否定しているのみならず、7310名の申立人らの和解仲介を受ける権利を侵害している。当職らは、本件栃木県北集団申立の申立人代理人として、本件判断に対し、以下のとおり声明文を發表する。

1 本件栃木県北集団申立に対するセンターによる本件判断の内容

平成29年7月21日、センターは、本件栃木県北集団申立に対し、「本件については、申立人ら全員あるいは申立人らのうちの子供及び妊婦全員に一律の金銭賠償を認めるべき共通もしくは類似の損害の存在を認めることが困難であるため、和解案を提示することはできないとの結論に至った」との判断を示し、本件栃木県北集団申立を打ち切る旨を、担当調査官を介して、申立代理人に対し、電話により口頭で通知した。

2 申立人らの和解仲介を受ける権利が侵害されていること

(1) 本件判断は、以下に詳述するように、センターが担うべき原子力損害の紛争解決のための和解仲介の任務を放棄することにほかならず、申立人らが有する和解仲介を受ける権利を侵害するものである。

(2) 本件栃木県北集団申立は、福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）の発生当時、那須町、那須塩原市又は大田原市（以下「那須地区」という。）に居住していた住民7310名が、日常生活阻害慰謝料及び生活費の増加分（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）の賠償を求めて、平成27年6月15日にセンターに和解仲介の申し立てをしたものである。

那須地区は、中間指針追補において自主的避難等対象区域に指定されていなかったことから、本件事故により同区域と同様の放射能汚染の被害を受けたにもかかわらず、これまで日常生活阻害慰謝料の賠償が一切行われてこなかった。また、農業や観光業が盛んな地域であることから、住民らの多くは、放射能汚染による被害を口に出して訴えることも控えざるを得ない状況にあった。

とりわけ、申立人の3割におよぶ2232名は、本件事故当時18歳以下だったか、あるいは本件事故後に出生した子ども達であり、この子ども達は、大人よりも放射能被ばくによる被害をより深刻に被っている可能性があったにもかかわらず、適切な賠償を受けることができなかった。那須地区の子ども達は、平穏な生育環境を享受する権利を奪われ続けてきた。

申立人らは、訴訟で訴えることができなかった損害の賠償を求めて、センターによる裁判外での紛争解決手続に希望を託したのである。

(3) センターは、本件事故により被害を受けた人々が、裁判手続によらずに、中立公正な立場にある仲介委員が和解の仲介を行うことによって、円滑、迅速、公正に紛争を解決することを目的として設置された公的組織である。このようなセンターには、当事者双方の意見を十分に聞き入れながら、紛争解決のための和解を模索し、最善を尽くす義務がある。

申立代理人らは、和解仲介手続は訴訟手続とは異なるものであり、仲介委員が申立人と被申立人の間に立って双方の立場を深く理解し、本質を理解することによって解決の道を探ることによって、はじめて和解に至ることが可能になるものである。とりわけ複数の申立人が集団で共通する被害について申立てを行う集団申立の和

解仲介手続においては、事案の複雑性や立証の難易、社会的影響力の大きさ、和解合意の困難性などに鑑みて、仲介委員と当事者とが和解の実現に向けてコミュニケーションを十分に図り、問題意識を共有していくことが重要である。本件栃木県北集団申立の申立代理人らは、このことを、平成28年12月28日付け申入書等で再三にわたってセンターに主張し、実質的な和解仲介をするよう申し入れしてきた。それこそが、訴訟手続とは異なる裁判外紛争解決機関としてのセンターの社会的役割であり、存在意義である。

にもかかわらず、仲介委員は、口頭審理や意見交換の場は不要であると断定し、適切な和解の成立を実現するために必要不可欠な当事者双方の意見交換の場や口頭審理を実施せず、柔軟な和解案を模索しようする姿勢も示さなかった。仲介委員は事務手続きに徹したまま審理を終結させ、自主的避難等対象区域等との隣接性や福島第一原発からの距離といった要素のみをもって、自主的避難等との同等性を否定した。

さらに、那須地区内に「自主的避難等対象区域と比しても空間放射線量が低いとはいえない地域」が存在することを一定程度認めながらも、個別具体的な事情により日常生活に障害が生じていたという被害立証がなされていないとして、十把ひとからげに和解案は提示できないと判断した。

これでは、那須地区において放射能汚染の被害を受け、具体的な損害を被ってきた申立人らの多くが、集団申立による和解仲介手続によって賠償を受けることができないまま見殺しにされることになる。

(4) しかも、仲介委員は、本件判断を示すにあたり、担当調査官に架電で口頭説明させるという方法を取り、申立人代理人らが要求してはじめて「メモ」と称された文書作成者の記名もない書面を FAX で送付してきた。このような本件判断の通知方法では、7310名の申立人に対する説明責任を果たしているとは言い難い。

3 総括

以上のとおり、センターは自らが負う社会的使命を十分に認識し、本件栃木県北
集団申立においても、申立人らの被害の声に真摯に耳を傾けた上で、和解案を模索
し、和解の実現に向けて努力を尽くすべきであった。

本件判断及びその通知方法は、センターの社会的役割を否定し、申立人らの和解
仲介を受ける権利を侵害するものであり、不当である。

以上

| | | |
|------------|----|-----|
| 申立人ら代理人弁護士 | 栗谷 | しのぶ |
| 同 復代理人弁護士 | 尾谷 | 恒治 |
| 同 | 丸山 | 輝久 |
| 同 | 水橋 | 孝徳 |
| 同 | 清水 | 卓 |
| 同 | 荒谷 | 淑恵 |
| 同 | 伊藤 | 一星 |
| 同 | 江口 | 智子 |
| 同 | 亀岡 | 弘敬 |
| 同 | 小海 | 範亮 |
| 同 | 小坂 | 誉 |
| 同 | 佐藤 | 亮 |
| 同 | 園部 | 秀雄 |
| 同 | 竹内 | 彰志 |
| 同 | 戸谷 | 景 |
| 同 | 永来 | 知宙 |
| 同 | 福田 | 健治 |
| 同 | 山口 | 麻梨子 |
| 同 | 山田 | さくら |